

平成29年 3月 3日
(2017年)

業者各位

建設総務課

平成29年度設計業務委託等技術者単価及び平成29年3月から適用している公共
工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

このことについて、国土交通省からの特例措置の通知に基づき、本市におきましても、次のと
おり運用することとしますのでお知らせします。

1 措置の内容

平成29年度設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）及び平成29年
3月から適用している公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の上昇に伴い、
2に定める建設コンサルタント業務等の受注者は、別表に掲げる規定に基づく契約金額の変更
の協議を請求することができます。

2 具体的な取扱い

平成29年3月1日以降に当初契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、予定価格
の積算に当たって、平成28年度設計業務委託等技術者単価及び平成28年2月から適用した
公共工事設計労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された契約金額に契約
を変更します。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約の落札率

3 具体的な対応について

(1) 変更協議の請求

受注者からの変更協議の請求は書面により、契約日から起算して10日以内に行うことと
します。

(2) 措置の運用基準

契約金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定めます。ただし、協議開始か

ら14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知します。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知します。ただし、発注者が当該請求を受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができます。

4 その他

契約締結前の対象となる建設コンサルタント業務等にあつては、委託業務担当課から、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明した上で契約を締結します。

また、契約締結後の対象となる建設コンサルタント業務等にあつては、委託業務担当課から、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能であることを説明します。

別 表

- ・設計業務委託契約書第53条
- ・建築設計業務委託契約書第52条
- ・測量・調査業務請負契約書第53条